

令和 3 年第 2 回臨時会

東吾妻町議会議録

令和 3 年 5 月 13 日 開会

令和 3 年 5 月 13 日 閉会

東吾妻町議会

令和3年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第 1 号 (5月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	13
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	16
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	20
○常任委員会委員の選任について	22
○日程の追加	24
○常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	24
○議会運営委員会委員の選任について	25
○日程の追加	26
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	26
○日程の追加	27
○閉会中の継続審査（調査）事件について	28
○閉会の宣告	29
○署名議員	31

令和3年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

令和3年5月13日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号））
- 第 4 承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 5 議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 第 7 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第8まで議事日程に同じ

追加日程 第 1 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第 2 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第 3 閉会中の継続審査（調査）事件について

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一君	2番	渡 一美君
3番	井上 日出来君	4番	高橋 弘君
5番	茂木 健司君	6番	高橋 徳樹君
7番	里見 武男君	8番	小林 光一君
9番	重野 能之君	10番	竹渕 博行君
11番	佐藤 聰一君	12番	根津 光儀君
13番	樹下 啓示君	14番	青柳 はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	水出智明君
企画課長	関和夫君	まちづくり 推進課長	酒井文彰君
保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課長	水出悟君
税務課長	谷直樹君	農林課長	角田良信君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	武井幸二君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局長	西巻雅子
議会事務局主	田中康夫	係	

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心より感謝を申し上げます。

本臨時会には、執行部提案の承認2件、補正予算1件、その他1件が付されておりましたとともに、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員の選任も行われます。

十分なご審議とご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願ひいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう併せてお願いを申し上げます。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染対策として、傍聴者の皆様にはマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、入り口ドアを開放した状態で会議を進めますので、よろしくお願ひを申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和3年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り、御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、6都府県に緊急事態宣言が拡大され、県内においてもガイドラインによる警戒度が最高レベルの4となり、いまだ猛威を振るっている状況にございます。

そのような状況下、終息への決め手となるワクチン接種が5月11日より始まりました。今のことろ、大きな混乱もなく、予定どおり進んでいる状況でございます。本日の臨時会におきましては、専決処分の承認2件、予算関係1件、その他1件の計4件について提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君）　ただいまより令和3年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、8番、小林光一議員、9番、重野能之議員、10番、竹渕博行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君）　日程第3、承認第1号　専決処分の承認について（令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君）　承認第1号　令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費につきまして、特に緊急を要するため、令和3年3月29日付で専決処分し、同日付で告示いたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君）　お世話になります。

今回承認をいただく専決処分につきましては、ただいま町長が説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用について、速やかに予算措置を講ずる必要がありましたので、3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元の補正予算書、1ページを御覧ください。

令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）でございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億7,702万1,000円としたものでございます。

事項別明細書の6ページ、最終ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

15款2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金100万円の追加でございます。

歳出につきましては、保健福祉課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

4款1項2目予防費の健康管理システム改修委託料は、国が構築する接種記録システムで被接種者のデータを取り扱うためのシステム改修に伴う100万円の追加でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） ワクチン接種の予約のことで少し質問させていただきたいと思います。高齢者へのワクチンの接種につきましては、通常以外の仕事ということで大変お世話になっているわけですが、その多くの自治体で、その予約電話が長時間つながらないというような状況が起こっております。よろしいですか。

（「全協で」と呼ぶ者あり）

○8番（小林光一君） 全協でやるんですか。そうですか。どうしましょうか。よろしいですかね。

○議長（須崎幸一君） 予算に関係することなんですけれども。

○8番（小林光一君） システムに関係することだと思うんですけども、予約ですから。

○議長（須崎幸一君） 続けてください。

○8番（小林光一君） よろしいですか。まあ全協で、それじゃ、やるということのようすれども、当町におきましても同じような状況で苦情が殺到しているんではないかなと、こう思っております。私も最初30分間ぐらい、15回ぐらい電話をいたしましたけれども、つ

ながらないという状況でありまして、途中で変えて、インターネットに切り替えてしましたら、最後のほうでやって予約することができたんですけども、その電話がつながらなかつたことに対しまして、町民から町にちょっと聞いてほしいというような要望もありましたので、質問させていただいているわけあります。また、区長会長会におきましても、その点についてはご指摘がございました。

まず、最初の質問なんすけれども、65歳以上の高齢者は約5,000数百人おられると思うんですね、人口の約4割ちょっとだとすれば、5,000数百人はいると思いますすけれども、接種可能な人数は1,300人だったわけですね。高齢者ですので、その多くが電話で予約することが予想されたと思います。

そこで、質問は、電話何回線で、何人ぐらいで対応したのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

予約につきまして、町民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。予約の電話回線につきましては、9時から2回線で対応させていただいております。

それと、今回1,300人ということで、人口でいきますと約22%強の予約しか取れなかつたということでございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そうすると、2回線で5,000何人かの何割か、6割とかが恐らく電話で予約するということが予想されるわけですけれども、当然混乱が起こるだろうということは想像しなかつたんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 今回、やはり各地区で全国的にも混乱は出ているということは承知しておりますが、今回どうしても国の方のワクチンが入ってくるというのが、計画が実際の数が分からぬ状況で、どうしても最初から全員の分を予約できる状況になつていなかつたということで、今回1,300人ということで、どうしても混乱を招いてしまったと思っております。

また、全協のところでお話ししようかと思いましたが、次回につきましても予約が取れる体制づくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） それでは、実際にその電話での受付は全体の何%か、何件だったか教えていただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 電話につきましては約1割程度で109件でございました。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そういうことで残り9割が、ほとんどがインターネットということでよろしくね。うちの人口は、今、言ったように高齢化が非常に進んでいまして43%ぐらいいっているんですね。そういうことで、なかなかインターネットを使える人が少ないということをお考えにならなかつたんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） インターネットも使えない方もいるということは、こちらでも考えておりましたが、予想以上にインターネットを利用される方が9割を超えるという事態になったということで、本当に電話しかできない方もいらっしゃいますので、大変ご迷惑をかけたということは重々承知しております。

今後そのなるべく多くの方に、希望される方には予約できるように取組をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） よくそれは分かりますけれども、やはりインターネットのほうが取りやすいから9割、電話での予約が1割で、残りが9割だったんだと思います。やはり相当の年寄りの方がおられますので、その辺をぜひ考慮して、今後の計画を立てていただきたいと、こう思っております。

このように1日中ずっと電話していたという人もおるようですね。そうしますと、電話にかかり切りの人がたくさんいたということになりますので、やはり町としての経済的な損失も非常に大きくなると思うんですね。ぜひ、その辺は考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） また、6月8日から第2回目の予約の受付を始める予定ですが、回線等も増やして、今、計画しておるのは5回線で対応させていただきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 今、5回線で対応するというようなお話をございました。しかしながら、やはりこれでは不十分ではないかなと、こう思うわけですよ。ですから、町でも予算をつけて、もうちょっと体制をしっかり整えていただきたいなと思います。

そこで、町長にお伺いしたいんですけども、次の接種のときの接種の予約体制ですね、もうちょっと何ていうんでしょうか、考えていただいて、万全を期していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回始まりました高齢者向けのワクチン接種の予約につきまして、当初から大変混雑をして、混乱をしてご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

次回の体制につきましては、この後、保健福祉課長から説明させていただきますけれども、一番の問題は、高齢者の総数に対して国から配布されるワクチンの量が少ないということが一番の大きな原因でございますので、今後は県・国にワクチンの町に対する配布につきまして、十分に行っていただくよう要望してまいりたいと思っております。

今回の予約につきましては、9時から始めて、2時にはその数が既に決まってしまったと、予約が完結してしまったというふうな状況でございます。このような状況でございますので、高齢者の皆様、ワクチンの接種を非常に希望しているということが分かったわけでございます。今後は、十分に対応して混乱のないようにしていきたいと思います。

保健福祉課長から次回の予約体制につきまして説明させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

次回の予約につきましては電話と、また、インターネットでの予約をさせていただきたいと思います。前回が、今回になりますが1,300人ということで2割、二十二、三%の方しかできなかつたということで、次回につきましては、今、町の広報、5月の広報でもさせていただきましたが、その2,600人ということで、そのときの計画につきましては2,600人の予定でおりました。そうすると、両方合わせますと約68.3%ぐらいの予約でございますが、今、医療関係者と調整をさせていただいて、それ以上のところを計画させていただいております。

また、1点、今回のワクチン接種につきまして、吾妻郡の医師会、また、病院、診療所等

の先生、医療関係者の皆様にご協力をいただいております。今までの予診、いわゆる診療ですね、診療と現在、町で今まで行っていた町の健診等を実施している中、その時間を割いていただいて、その時間の合間を縫って、このワクチン接種のために時間を割いていただいて予約するもんですから、こちらから、もう月曜日から土曜日までずっとここまでお願いしたいということをお願いできないのが現状でございます。やはり診療を休むということで、自分のかかりつけ医の先生が自分の患者を診られなくなるということもありますので、やはり医療とワクチン接種をいろいろ考えながらやりますので、その辺はご理解いただけたと大変助かると思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 小林議員に申し上げますけれども、今、小林議員が質問されているワクチン接種事業につきましては、この後、このことに特化して議員全員協議会で議題として協議をする予定でありますので、それも含めて今回、今、提案されているこの専決処分の一般会計の補正予算、令和2年度ですね、この具体的な予算的な部分について質疑等を行っていただければ結構かなというふうに思っておりますので、それを承知して質問していただきたいと思います。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 当然、これは予算的な問題ですので、予約のシステムとか、そういうものに関係すると思うんですね。そういうことでちょっと僕は質問させていただいているわけです。

今、課長が言われたことは、僕は十分承知しております。大変だとは思います。

1つ提案があるんですけれども、例えば、今、65歳以上と、こうしているんですけれども、そういうのを優先順位を決めて、最初は90歳以上、次は80歳以上というように順序を追えば、そういう混乱も少なくなるんじゃないかなと思いますけれども、そういう考えはござりますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 次回の予約につきましては、今のところはそういう計画はございません。申し訳ございません、どれだけの希望者がいるかは取ってございませんので、分かりませんが、次回の予約を昨年のインフルエンザの予防接種で約75%ぐらいの方が受けた実績がございます。それを超えるように今、努力しております。そうすれば、それは65歳以上ですから、皆さん、それ以上になれば次で何とかできればと考えております。

また、今、個別接種ということで原町赤十字病院さん、今、計画途中なんですけれども、

個別接種でないと対応できないハイリスク者等の対応を考えて、今、準備に入っています。また、吾妻脳神経外科さんにつきましても、今、個別接種に向けて現在、準備をしております。そういうところで、かかりつけ医のほうでご協力がいただけるようになれば、安心して接種ができると考えておりますので、現時点では65歳以上の方ということで予約のほうを取らせていただく予定でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） それじゃ、最後の質問にさせていただきますけれども、今、いろいろな事情をお話しされました。当然そういうことも考えられます。この予約につきましては、我々議員もチェックしなかったとの責任も痛感しているわけでありますけれども、町でも町民に対しまして不満が起こらないように、ぜひコロナワクチンの接種の予約には最善を尽くしていただきたいと、こう思いますので、よろしくお願ひいたします。

ちょっと予算案との直接な関係ではなかったので、大変失礼はしましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○8番（小林光一君） はい。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） お世話になります。

今回のこの補正予算につきましては、予約とは基本的には関係ないように認識はしておりますけれども、先ほど課長のほうからも説明で、接種をされた方の管理というような多分発言があったかというふうに認識しておるんですけども、この時点でシステム自体の改修委託というものが行われることになると、国からの何か変更みたいのが、管理するためのソフト的な部分、その辺の変更が生じたということで今回、補正を取るという形なんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 今回の改修につきましては、急遽、内閣のほうから接種した人数を国のほうで把握するために改修が出た状況になっております。ですから、今回の補正につきましては、内閣IT総合戦略室において接種記録システム、今回は接種記録システム

の取組の処理を行うための改修でございまして、予防接種システムから住基システム等を、その接種された方を国のはうでするための国からの改修依頼だったものですから、今後については、今現在はちょっと情報は入ってございませんが、今後どうなるかちょっと国を通じて、県、来ると思うんですが、今のところはちょっとその情報については、今回の補正についてはそれ以後の話はちょっとない状況でございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 説明よく分かんなかったんですけれども、要は、システムの改修ということで、その国に報告するための、要するに、国がこういう形で報告してくれと、だから、その今、使っているシステムのソフト部分の変更が生じたお金なのかなと、それとも、システムと書いてあるんで、委託されるということ、外注に、我が町で接種をした方のデータを国に合わせる、こういう形式で提出してくれよというための改修費用という理解でいいですか。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 申し訳ございません。説明が申し訳なかったです。ええ、国が求める情報が出るように、町で今、行っておりますシステムが、データが行くようそのためのシステム改修費でございます。

○10番（竹渕博行君） 了解。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、令和3年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日施行となりました。この改正を受けて、東吾妻町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、施行日を法律に合わせ、令和3年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたします。この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

改正内容の詳細につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。

初めに、第1条から説明させていただきます。

1ページ、第36条の3の2及び第36条の3の3は、個人住民税関係になります。地方税法第317条の3の2及び同法第317条の3の3の改正に伴い、給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書を電磁的方法、ネット回線により提供する場合の要件である税務署長の承認を不要とする改正です。

第53条の8は、法第328条の6の改正に伴い、退職所得申告書の定義に係る規定の整備でございます。

また、第53条の9は、その申告書を電磁的方法で提供する場合に、税務署長の承認を不要とするためのものです。

次に、第81条の4は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しによる改正です。

続きまして、附則の改正になります。

附則第10条の2は、法附則第15条、固定資産税の課税標準の特例の改正です。地域決定型地方特例措置、わがまち特例といいますが、法附則の項ずれ等による整備でございます。

次に、4ページ、中段、附則第10条の4は、熊本地震による被災住宅用地等に係る特例措置、附則第10条の5は、平成30年7月豪雨による被災住宅用地等に係る特例措置を、引き続き適用できるようにするための改正です。

次に、5ページ、最終行から6ページ以降です。附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条、第15条まで、現行制度の継続により年度更新等を行うものでございます。

続いて、9ページ、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時の軽減措置を令和3年12月31日までの9カ月延長する改正でございます。

また、附則第15条の2の3は、環境性能割の税率区分の見直しによるもの、附則第16条は、種別割のグリーン化特例のうちの50%軽減の対象を営業用の乗用車に限定し、期限を2年間延長するもの、附則第16条の2は、附則第16条の改正による条文の項ずれを反映するものでございます。

次に、12ページ、附則第22条は、東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の適用期限を延長する改正です。

次に、附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を拡充、延長するものでございます。

続いて、第2条になります。こちらの改正は、施行前の改正規定を改正するものでございます。主に、法の施行による条ずれ、項ずれを反映する改正となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

竹渕議員、何かありますか。

○10番（竹渕博行君）　いいですか。

○議長（須崎幸一君）　今、質疑を打ち切ったんですけれども、何かありますか。

○10番（竹渕博行君）　9ページ、10ページていったって、どこかなと思って……

○議長（須崎幸一君）　10番、竹渕議員、発言を許可いたします。

○10番（竹渕博行君）　今、課長のほうから説明をいただいたんですけれども、附則の9ページだとか10ページだとか、私のところにないんで、何言っているか、分からなかつたんだけれども。私の聞き方が悪かったんかもしれませんけれども。ページ数は7ページ……

○議長（須崎幸一君）　暫時休憩といたします。

（午前10時34分）

○議長（須崎幸一君）　再開いたします。

（午前10時35分）

○議長（須崎幸一君）　質疑を打ち切ったんですけれども、ほかにございませんね。大丈夫ですね。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　改めて、質疑を打ちります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　特にないようですので、自由討議を打ちります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和3年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出とともに1億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億7,000万円とするものでございます。

今回の補正は、国の令和2年度第3次補正で計上されました新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金に伴う追加補正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） それでは、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億7,000万円とするものでございます。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。

歳入といたしまして、11款地方交付税、1項1目の普通地方交付税2,161万8,000円の追加でございます。

次に、15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,838万2,000円の追加です。こちらは国の令和2年度第3次補正に計上され、国において本省繰越しされた交付金でございます。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、まちづくり推進課長より説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

歳出について説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費1億6,000万円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策として、大きくは2つの事業を計画しております。

1つは、商工業対策事業として小規模事業者持続化補助金1,000万円、2つ目が、緊急経済対策商品券支給事業として1億5,000万円の計上でございます。

3節、10節、11節までにつきましては、全て商品券支給事業に係るものでございます。

3節の職員手当20万円は、支給事務に従事する職員の時間外勤務手当、10節需用費170万円は、商品券の印刷代及び登録店舗に掲示していただくための案内ポスター等の印刷製本費でございます。11節役務費255万円は、商品券を各世帯へ送付するための郵送料でございます。18節負担金、補助及び交付金1億5,555万円のうち1億4,455万円が商品券としての金券分、残りの1,000万円が小規模事業者持続化補助金に係るものでございます。

事業の概要について若干説明をさせていただきます。

1つ目の小規模事業者持続化補助金につきましては、コロナ禍において町内の小規模事業者が持続的な経営努力をされている現状に即し、新しい生活様式に対応するための設備導入や備品購入、感染症対策に係る経費等に対し、補助金を交付するものでございます。

具体的には、換気設備の設置や非接触型の電子決済対応レジの導入、また、飛沫飛散防止等のアクリル板、これらの購入費、その他感染症対策につながるものなどが幅広く補助の対象となります。これらの導入にかかった経費の3分の2または50万円を上限として、いかれか低いほうの額が補助金額となります。令和4年2月末日までに完了する事業を対象といたします。

2つ目の商品券支給事業についてですが、コロナ禍における町民生活の安定と地域における消費の喚起、生活の下支えを目的に実施を計画しております。

実施の方法ですが、昨年度の商品券配布事業を踏襲する形で、1人当たり1万円分の暮らし応援商品券を全町民に支給する計画でございます。また、子育て世帯を下支えするという

観点から、18歳未満で高校3年生に該当する年齢までの方につきましては、さらに1人当たり1万円分の商品券を加算して支給する計画でございます。

なお、商品券の配布の時期は7月上旬を目指としておりまして、使用できる期限は今年いっぱい、12月31日までを予定しております。できる限りスムーズな対応を行い、町民生活の早期支援につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 前回、前年度に行われた同様の事業の中で、小規模の事業者に対する説明が十分でなかったのか、あるいはお互いに意思疎通がうまくいかなかったのか、ちょっとその辺はあれなんですけれども、空気清浄機について、設置するのに外壁を通して外の空気を導入する方式のものでないと適用にならないということであったんだそうですが、導入するに当たって、室内設置型のものでもいいというふうに理解されて導入して、申請の際に、これでは適用にならないですというようなことがあったそうですが、今回のこの事業の場合、そういうことがないように、要するに、利用される方と役所で提示するメニューの間にそこがないようにお願いしたいんですけども、その辺は前回の反省も含めてちょっと聞かせていただきたいんですが。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 換気設備につきましては、換気機能つきのエアコンですとか、そういうものが対象ということで前回させていただいております。据置型といいますか、移動のできるタイプのものにつきましては該当しないというふうな対応であったかと思うんですけども、その辺を含めまして、今回実施する場合におきましては、そこが出ないよう形でしっかりと要綱の説明、周知を行いまして、そこのない形で実施をしていければというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 小規模な事業者が店舗内の安全確保のために行う事業が主な需要になるのかと思いますけれども、ぜひとも小規模な方が利用できるようなメニューである必要があるので、その辺をよく確認してご説明していただければと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） そのように、しっかりと周知、説明に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、里見議員。

○7番（里見武男君） 小規模事業者持続化補助金ですが、令和2年度に受給された事業所に対しては、今年度、この令和3年度も引き続き実施、行われるということでしょうか。受給されてもよいということでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 今回につきましては、1次募集と2次募集という形で分けて2段階で行いたいというふうに考えておりまして、1次募集、これにつきましては前年度において予算の範囲を超えてしまって補助が受けられなかつた方、それから、その後もまだそういった希望があるという声もお聞きしておりますので、まずはそちらのまだ補助、昨年度受けられなかつた事業者の方を対象に1次募集という形で6月中旬ぐらいから募集をかけたいと思っております。

そして、今回1,000万円の予算をお願いするわけでございますので、それで残予算の状況を見ながら、2次募集という形で8月上旬ぐらいをめどに、前年度補助を受けた事業者の方でも再度申請ができる。年度内に限り1回だけなんですけれども、昨年度補助を受けていても2次募集の際には受けられるような形で考えたというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○7番（里見武男君） はい。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聰一君） この商品券の件は、去年と要は使えるお店等々はやり方全部同じと考えてよろしいんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） はい、基本的には昨年度と同じということで、町内の登録ですね、申請をされた登録店舗、ここで全店共通で使えるというそういう商品券

1,000円分を10枚の1万円という形で、去年と全く同じということで考えているところでございます。これは18歳以下に追加する1万円分につきましても同様でございます。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 佐藤議員、よろしいですか。

○11番（佐藤聰一君） はい。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

防災行政無線固定系デジタル化更新工事は、4年をかけてアナログからデジタルへ整備を

していく最終年であります。今年度は昨年度と同様、各家庭内の戸別受信機の整備をしていくものであります。防災行政無線固定系デジタル化更新工事戸別受信機の請負契約についてご審議願うものでございます。

昨年度に戸別受信機を更新整備した経験、知識のあるパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と2億4,310万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

今回の工事につきましては、戸別受信機の更新工事になります。昨年度、原町・太田地区と岩島地区の一部を整備いたしまして、今年度はその続きということで岩島の郷原・矢倉を除く地区、それから、坂上地区、東地区、それから、昨年度行えなかった事業所等の整備となります。

今回は戸別受信機2,523台の取付工事を予定しております、平成30年度から4年をかけて整備をしてきましたデジタル化が今年で完了となるというところでございます。

平成30年度は親局のデジタル化と移設工事、元年度は屋外子局32基の整備、そして、昨年と今年で戸別受信機の整備ということになります。

議案書の後ろのところに契約書をつけさせていただきました。これは、仮契約書となっておりますので、議決の日が本契約日となります。

今回導入する戸別受信機につきましては、昨年と同型のものとなりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上ですが、お願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで、執行部各位に申し上げます。

これからしばらくの間は、議会内部の構成に関する審議となります。

説明員として出席をいただいている執行部の皆さんには、事務室にお戻りいただき、事務に就いていただいて結構でございます。

また、閉会の前に連絡をいたしますので、自席に着席いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(午前10時54分)

(執行部退場)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前10時55分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長（須崎幸一君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読をお願いします。

事務局長。

○事務局長（水出 淳君） 常任委員会委員の選任について。

東吾妻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員会委員を次のように指名する。

令和3年5月13日、東吾妻町議会議長。

総務建設常任委員会、高橋弘議員、高橋徳樹議員、小林光一議員、重野能之議員、竹渕博行議員、樹下啓示議員、須崎幸一議員。

文教厚生常任委員会、渡一美議員、井上日出来議員、茂木健司議員、里見武男議員、佐藤聰一議員、根津光儀議員、青柳はるみ議員。

以上です。

○議長（須崎幸一君） ただいま事務局長朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。以上で常任委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩を取り、委員会条例第9条第1項の規定により、それぞれの委員会委員長・副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思います。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定によりまして、年長委員が行うこととなっておりますので、それぞれの委員会の年長委員の方は、委員長互選についてよろしくお願いをいたします。

会議室を申し上げます。

総務建設常任委員会は第1委員会室、文教厚生常任委員会は第2委員会室へお願ひいたします。

暫時休憩といたします。

（午前10時57分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前 11 時 24 分)

◎日程の追加

○議長（須崎幸一君） 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局に追加議事日程等を配付させます。

（追加議事日程等配付）

◎常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（須崎幸一君） 追加日程第1、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま各常任委員会において、お手元に配付のとおり、委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（水出 淳君） 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告。

東吾妻町議会委員会条例第8条第2項の規定による常任委員会委員長及び副委員長の互選の結果、各常任委員会より次のように報告があった。

令和3年5月13日、東吾妻町議会議長。

総務建設常任委員会、委員長、重野能之議員、副委員長、高橋弘議員。

文教厚生常任委員会、委員長、根津光儀議員、副委員長、渡一美議員。

以上です。

○議長（須崎幸一君）　ただいま発表のとおり委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で、委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（須崎幸一君）　日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（水出　淳君）　議会運営委員会委員の選任について。

東吾妻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員会委員を次のように指名する。

令和3年5月13日、東吾妻町議会議長。

根津光儀議員、渡一美議員、青柳はるみ議員、重野能之議員、高橋弘議員、高橋徳樹議員。
以上です。

○議長（須崎幸一君）　ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で常議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩を取り、委員会条例第9条第1項の規定により、議会運営委員会委員長・副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思います。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が行うこととなっておりますので、年長委員の方は、委員長互選についてよろしくお願ひをいたします。

会議室を申し上げます。

第1委員会室でお願いをいたします。

暫時休憩といたします。

(午前11時30分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前11時40分)

◎日程の追加

○議長（須崎幸一君） 議会委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局に追加議事日程等を配付させます。少しお待ちください。

（追加議事日程等配付）

◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（須崎幸一君） 追加日程第2、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま議会運営委員会において、お手元に配付のとおり、委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（水出 淳君） 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告。

東吾妻町議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、議会運営委員会より次のように報告があった。

令和3年5月13日、東吾妻町議会議長。

議会運営委員会、委員長、青柳はるみ議員、副委員長、高橋徳樹議員。

以上です。

○議長（須崎幸一君） ただいま発表のとおり議会運営委員会委員長・副委員長が決定いたしました。

以上で、議会運営委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

暫時休憩とします。

(午前11時43分)

(執行部入場)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前11時48分)

◎日程の追加

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。この際、閉会中の継続審査（調査）事件についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査（調査）事件についてを日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 追加日程第3、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査（調査）事件は決定いたしました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、他の整理は、議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第2回臨時会を閉会いたし
ます。

大変お疲れさまでした。

（午前11時50分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和　年　月　日

署名議員　須崎幸一
東吾妻町議会議長

署名議員　小林光一

署名議員　重野能之

署名議員　竹渕博行